

回答書方式（代理）の登録手続き

※印鑑登録証の即日交付はできません。

※印鑑の大きさなど、市が規定する印鑑以外は登録できません。

登録までの流れ

ステップ1 登録する本人が書いた「委任状」を用意する。

※必ず登録する本人が記入したうえで、代理人へ託して下さい。

～すでに印鑑を登録している方はこちらも代理人に託して下さい～

- ・登録している印鑑の変更の場合は「印鑑登録証」
- ・印鑑登録証を紛失した場合は「印鑑登録証亡失届出書」

ステップ2 代理人が窓口で申請する。（仮登録）

【持参するもの】

- ① 登録する印鑑
 - ② 委任状
 - ③ 印鑑変更の場合は印鑑登録証、登録証紛失の場合は印鑑登録証亡失届出書
- ※③は、すでに印鑑を登録している方のみ必要です。

登録する本人宛に「(委任状付きの)回答書」を郵送します。

※回答書欄及び委任状欄に必ず登録する本人が記入して下さい。

ステップ3 代理人が窓口で回答書を提出する。（本登録）

※ 回答書に記載してある回答期限(20日間)までに仮登録した窓口へ提出して下さい。

【持参するもの】

- ① 回答書(回答書・委任状欄に記載があるもの)
- ② 代理人の保険証など、市が定める本人確認書類

印鑑登録証が交付されます。